

政策評価における主な課題と対応の方向性（案）

資料2

条例	現状	課題	対応の方向性
第2章 政策評価に関する基本方針			
	基本評価（評価の対象）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・ H27年度の「見直しの方向性」を踏まえ、総合計画の政策体系に沿った施策の推進に力点を置き、事務事業との一体的な評価を実施 ・ 昨年度より、総合計画の「政策の方向性」に基づく53小項目を単位とする新たな公表様式「総合計画施策推進状況」を作成・公表 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策評価と総合計画との関係性をより明瞭にすることが必要 ・ 関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合計画の「政策の柱」21中項目に基づく評価の実施を検討
	公共事業評価（事前評価）		
第4条	<p>○当初計画の計画策定状況</p> <ul style="list-style-type: none"> * 農政部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 農水省の国費補助を活用 ・ 概略設計、費用対効果、事業費積算等を委託 * 水産林務部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 振興局職員が計画書作成や現地調査等を実施 ・ 一部事業の概略図作成は道単独費で委託 * 建設部 <ul style="list-style-type: none"> ・ 道単独費を活用（一部事業は割当なし） <p>・ 実施設計の内容を精査した段階で立ち止まるチャンスを作るため、事業の規模によっては工事の是非を判断する評価の実施を強く要望。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 再評価時において事業費が大きく増加している事業が散見される 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業費が大きく増加する前など、適正な時期に評価を実施できるよう、再評価における対象要件（事業費要件）について、見直しを行う

条例	現状	課題	対応の方向性
<p>第4条</p>	<p>公共事業評価（再評価）</p> <p>○再評価の対象要件</p> <p>* 関係省庁の再評価要件の準用</p> <p>ア 事業採択後長期間経過時点で未着手 （建設部所管は未着工）</p> <p>イ 事業採択後長期間経過時点で継続中</p> <p>ウ 事業採択前の準備・計画段階で一定期間経過</p> <p>エ 再評価実施後一定期間経過</p> <p>オ 社会経済情勢の変化により再評価必要</p> <p>* 北海道独自の対象要件</p> <p>ただし、次の場合は評価対象から除外</p> <p>(ア) 評価対象年度の翌年度に完了見込みの地区</p> <p>(イ) 事業費の進捗率90%以上又は主要工事完了地区 で専門委員会再評価不要と認められた地区</p> <p>(2) 事業費大幅変更</p> <p>ア 農政所管と水産林務部のうち林野関係</p> <p>(ア) 30億円以上の増減</p> <p>(イ) 30億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>イ 水産林務部のうち水産関係と建設部所管</p> <p>(ア) 50億円以上の増減</p> <p>(イ) 50億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>ウ 10億円以上の増減と事業内容の大幅変更 （目的・事業手法・施設規模等）</p>	<p>・再評価時において事業費が大きく増加している事業 が散見される</p> <p>・再評価の対象要件の中で、実質的にほぼ該当する事 業がない要件がある</p> <p>→左欄中段の* 北海道独自の対象要件の（2）事業 費大幅変更のうち</p> <p>ア 農政所管と水産林務部のうち林野関係</p> <p>(ア) 30億円以上の増減</p> <p>(イ) 30億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>イ 水産林務部のうち水産関係と建設部所管</p> <p>(ア) 50億円以上の増減</p> <p>(イ) 50億円以上の地区で5割以上の増減</p> <p>・事業費の変動要件の基準が所管部局ごとに不統一 （上記対象要件と同じ）</p>	<p>・事業費が大きく増加する前など、適正な時期に評価 を実施できるよう、再評価における対象要件（事業費 要件）について、見直しを行う</p> <p>・適正な要件となるよう見直しを行う</p> <p>・事業費変動要件の基準を統一化する</p>

条例	現状	課題	対応の方向性
第4条	公共事業評価（事後評価）		
	<p>○道では事後評価を行っていない（国、他都府県では導入例あり）</p> <p>○関係省庁の事後評価実施地区数</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農政部と水産林務部の所管事業では農林水産省が事後評価を実施 ・H27～R1の5か年で年平均7地区の事後評価を実施 ・建設部所管事業は直近5か年で国土交通省による事後評価実施地区なし 	<p>○事後評価導入の課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業によっては、評価時点におけるデータ整理（作付面積、作物単収、労働時間、担い手への農地集積状況等）等で地元団体の新たな負担が発生 ・事業によっては事後評価時点の費用対効果分析でコンサル等への委託が必要となり、新たな予算措置が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・関係省庁が実施する事後評価を活用して試行的に事後評価を行い、事後評価の有効性等について検証する
第3章 一次政策評価 第4章 二次政策評価			
第5条 ～ 第7条	基本評価（成果指標の考え方）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・施策（105施策）ごとに、各部局において指標を設定（現387指標） ・設定に当たっては、アウトカム指標を原則とし、必要に応じてアウトプット指標を追加 ・総合計画の指標（73指標）は全て施策と関連付け、重点戦略計画として位置付けている創生総合戦略や強靱化計画のKPIなどを適宜、設定している 	<ul style="list-style-type: none"> ・施策には成果指標（アウトカム指標）のほか、活動指標（アウトプット指標）が数多く設定されているが施策の進捗状況と関係性が低い指標が見受けられる 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の見直しに合わせて現在の指標を精査し、統一化と数の適正化を図る ・成果指標（アウトカム指標）を基本とし、設定が困難な場合は、時限的に施策目標達成の寄与度の高い活動指標（アウトプット指標）を設定

条例	現状	課題	対応の方向性
第8条 ～ 第10条	基本評価（事務事業評価の実施方法）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・直近3カ年は、評価業務の負担軽減のため、施策の成果指標等に課題があり、改善等を要する事務事業に重点化して評価を行い、次年度に向けた方向性を付与している ・執行体制の見直しや関与団体の自立化推進、国への財源措置拡充等の要望により道費負担等の縮減検討を要するもので、長期にわたり同様の意見が付されている(前年度二次評価意見に係る取組が不足しているものや、行財政運営方針の推進事項、その他必要な事項について課題が認められる事務事業に対し意見を付与) 	<ul style="list-style-type: none"> ・多くの事務事業は一次評価のみであり、全庁的な視点による点検・評価が行われていない ・数年にわたって同様の意見を付与されている事務事業がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・数年毎に全ての事務事業の評価を実施することを検討 ・課題解決に向けた手法の検討とあわせて、二次評価の考え方について見直しを行う
第5条 ～ 第10条	特定課題評価		
	<ul style="list-style-type: none"> ・政策に関するその時々課題で、知事が必要があると認めるものとして特定課題評価を実施 【これまでのテーマ】 H28年度：基金のあり方について H29年度：情報システムの利活用について H30年度：政策評価手法の効果的・効率的な運用について R1年度：分かりやすい政策評価制度について R2年度：コロナ対応のため休止 	<ul style="list-style-type: none"> ・直近2カ年は、政策評価の手法や運用に関する評価を行っている ・評価対象となる政策課題の選定にあたり、全庁的なコンセンサスが必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・特定課題評価における評価対象の選定方法について、仕組みづくりを含めて検討

条例	現状	課題	対応の方向性
第5章 道民参加の推進			
第11条 ～ 第12条	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、全ての施策(105施策)について評価調書を作成(1施策当たり平均12ページ) ・評価調書により、ほぼ全ての内容を網羅できるようになっている ・毎年度、政策評価の結果を公表後、道民意見募集を実施(1月～2月頃) 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価と総合計画との関係性をより明瞭にすることが必要 ・関連政策を総合的に点検・評価できる仕組みの構築が必要 ・他都府県と比べ評価調書のボリュームが膨大である(平均12P) ・記載内容について分かりやすい表現を工夫する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・総合計画の「政策の柱」21中項目による評価の実施を検討 ・評価調書の大幅な簡素化と合わせて、道民向けの分かりやすい評価調書を引き続き作成する ・道民意見募集を引き続き実施するとともに、総合計画の出前講座で評価の取組を紹介するなど、様々な手法を用い、より積極的な情報発信に努める
第6章 政策評価委員会 (外部評価の活用方法)			
第13条 ～ 第15条	<ul style="list-style-type: none"> ・政策評価委員会では、毎年度の基本方針や議会に提出する政策評価の結果に関することを審議 ・近年の基本評価等専門委員会では、評価のプロセス、成果指標の適切性、道民への公表方法等を中心に審議いただき、意見を踏まえて評価手法や評価調書の様式等の改善を図ってきた 	<ul style="list-style-type: none"> ・外部評価の対象が運用や制度論が中心となっており評価委員の知見の更なる活用が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の単位による評価の実施に当たり、各委員による担当部局へのヒアリングや必要に応じて現地調査等を行うことを検討

条例	現状	課題	対応の方向性
その他			
その他	基本評価（評価事務の負担軽減）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・毎年度、全ての施策(105施策)について評価調書を作成(1施策当たり平均12ページ) ・評価調書により、ほぼ全ての内容を網羅できるようになっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・他都府県と比較して、評価対象の施策や事務事業が多く、評価調書のボリュームも膨大となっており、業務の負担となっている 	<ul style="list-style-type: none"> ・評価調書の大幅な簡素化を図るとともに担当部局への評価委員会によるヒアリング等により、不足した情報を補完する
	公共事業評価（事業期間の長期化）		
	<ul style="list-style-type: none"> ・直近5か年の事前評価地区における平均事業期間は約9年（最短3年・最長20年） ・多くの地区は、継続地区の平均年度事業費を基に事業期間を設定 ・大規模事業であること、毎年度の予算上の制約があること、施工従事者が減少していることなど、様々な要因によって事業期間が長期化 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間の長期化に伴う対応（5年計画、全体計画の策定など） 	<ul style="list-style-type: none"> ・平均事業期間は約9年であるが、実施設計、用地買収、ボーリング調査などに2～3年を要しており、実質的な工事期間は5、6年程度。 ・河川改修や海岸整備などについては、一定区間ごとに、順次、設計と工事を繰り返しながら進めるため、長期間の施工となる ・長期化している事業については、再評価の段階において、事業の進捗状況や経済効果の把握のほか、工期の妥当性の検証をより一層、精査するなどにより、コスト削減を図る
	<ul style="list-style-type: none"> ・労賃や物価については、今回のコロナ禍を含めて将来的な動向予測が不可能なこと、上昇分を見込むことで関係省庁から単価が高いと指摘されることから、最新年度の単価以外での積算は困難 ・消費税率については、将来的な見通しが把握できないことから、最新年度の税率以外での積算は困難 	<ul style="list-style-type: none"> ・事業期間の長期化に伴う対応（労務費等の上昇見込みを踏まえた計画の策定） 	<ul style="list-style-type: none"> ・労賃、物価、消費税率の変動は事業とは直接に関係のない他動的要因のため、再評価における事業費増減額の算出に当たっては、これらの変動分を除外することを検討する